

漁業経営維持安定資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 5月26日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第51号

漁業経営維持安定資金利子補給規則の一部を改正する規則

漁業経営維持安定資金利子補給規則（昭和51年岩手県規則第69号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(利子補給の承認申請)</p> <p>第8条 融資機関は、融資する資金に係る利子補給を受けようとするときは、当該融資について、あらかじめ<u>漁業経営維持安定資金利子補給承認申請書（様式第1号）</u>に、漁業経営維持安定資金の借入申込書の写しを添えて知事に提出しなければならない。</p> <p>(利子補給の承認)</p> <p>第9条 知事は、前条に規定する申請書の提出を受けた場合は、当該書類を審査し、その貸付けについて利子補給をすることが適当と認めるときは、<u>漁業経営維持安定資金利子補給承認書（様式第2号）</u>により利子補給の承認を行うものとする。</p> <p>附 則</p> <p>1 [略]</p> <p>2 東日本大震災に対処するための農林水産省関係政令の特例に関する政令（平成23年政令第136号）第4条第1号又は第2号に掲げる者が<u>同政令第2条</u>に規定する東日本大震災の後<u>平成28年3月31日</u>までに貸付けを受ける利子補給の対象となる漁業経営維持安定資金の貸付条件は、第5条の規定にかかわらず、次に掲げるとおりとし、<u>貸付利率及び利子補給率は、水産庁長官が定める率を勘案して、別に定める。</u></p> <p>(1)～(3) [略]</p>	<p>(利子補給の承認申請)</p> <p>第8条 融資機関は、融資する資金に係る利子補給を受けようとするときは、当該融資について、あらかじめ<u>別に定める様式による漁業経営維持安定資金利子補給承認申請書</u>に、漁業経営維持安定資金の借入申込書の写しを添えて知事に提出しなければならない。</p> <p>(利子補給の承認)</p> <p>第9条 知事は、前条に規定する申請書の提出を受けた場合は、当該書類を審査し、その貸付けについて利子補給をすることが適当と認めるときは、<u>別に定める様式による漁業経営維持安定資金利子補給承認書</u>により利子補給の承認を行うものとする。</p> <p>附 則</p> <p>1 [略]</p> <p>2 東日本大震災に対処するための農林水産省関係政令の特例に関する政令（平成23年政令第136号）第4条第1号又は第2号に掲げる者が<u>同令第2条</u>に規定する東日本大震災の後<u>平成30年3月31日</u>までに貸付けを受ける利子補給の対象となる漁業経営維持安定資金の貸付条件は、第5条の規定にかかわらず、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

様式第1号及び様式第2号を削る。

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則による改正後の漁業経営維持安定資金利子補給規則に規定する別に定める様式は、この規則の施行の日以後に提出し、又は交付する申請書又は承認書について適用し、同日前に提出し、又は交付した申請書又は承認書については、なお従前の例による。